

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

追加特約条項(全国中小企業団体中央会用)

(個人情報漏えい特別約款用)

第1条 (個人情報の範囲)

個人情報漏えい特別約款 (以下「特別約款」といいます。) 第2条 (用語の定義) に規定する「個人情報」には、記名被保険者の使用人に関する情報を含みません。

第2条 (読替規定)

この保険契約において、特別約款第4条 (支払限度額の特則) (1) および個人情報漏えい対応費用担保特約条項第5条 (責任の限度) (2) に記載の「保険証券の「個人情報漏えい対応費用担保特約条項」欄に記載の支払限度額」とは、次の金額をいいます。

- | |
|---|
| ① 「100,000 千円 (100,000,000 円)」 の場合 (パターン A)
てん補限度額…30,000,000 円 (1 請求・保険期間中) |
| ② 「50,000 千円 (50,000,000 円)」 の場合 (パターン B)
てん補限度額…20,000,000 円 (1 請求・保険期間中) |
| ③ 「30,000 千円 (30,000,000 円)」 の場合 (パターン C)
てん補限度額…10,000,000 円 (1 請求・保険期間中) |
| ④ 「50,000 千円 (50,000,000 円)」 の場合 (パターン D)
てん補限度額…5,000,000 円 (1 請求・保険期間中) |
| ⑤ 「30,000 千円 (30,000,000 円)」 の場合 (パターン E)
てん補限度額…3,000,000 円 (1 請求・保険期間中) |
| ⑥ 「10,000 千円 (10,000,000 円)」 の場合 (パターン F)
てん補限度額…1,000,000 円 (1 請求・保険期間中) |

第3条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。